



久市政第 722号
令和4年9月30日

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 佐世 芳 様

久喜市長 梅田 修



久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について（諮問）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の大幅な見直し（民間部門と公的部門の制度が個人情報保護法へ統合）が行われました。

この度の法改正により、制度の主要な部分は改正後の個人情報保護法が市に適用されることとなりますので、公的部門の施行日とされる令和5年4月1日に向けて、現在の「個人情報保護条例」による運用から新たな「個人情報保護法」に基づく運用へ移行させるため、現行の久喜市個人情報保護条例については改正又は廃止し、法律で許容される範囲で新たに条例を制定又は大幅改正をする必要があります。

つきましては、久喜市個人情報保護運営審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、下記の事項につきまして、貴審議会の意見を求めます。

記

〈諮問事項〉

久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について（諮問）

資料1

久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について（諮問）

【審議事項①】久喜市の条例整備の方針（案）

1 久喜市個人情報保護条例 ⇒ 廃止

個人情報保護制度は改正後の法律に一本化され、法律が直接適用される。そのため、既存の「久喜市個人情報保護条例」については廃止をする。

2 久喜市個人情報保護法施行条例（案） ⇒ 制定

法律において区分されている「条例で規定することが義務付けられている事項」及び「条例で規定することが許容される事項」については、「久喜市個人情報保護法施行条例」を制定し必要な事項を定める。

<規定内容>

（1）条例に定めることが法律上必要な事項【必要的条例事項】

第3条 費用負担

（2）条例で定めることが法律上許容されている事項【任意的条例事項】

第1条 趣旨

第2条 定義

第4条 個人情報保護取扱事務届出書等

第5条 開示決定等の期限

第6条 実施状況の公表

第7条 運営審議会への諮問

附 則 施行日

経過措置

【審議事項②】 各論点における市条例の対応の方向性（案）

各論点における審議事項	
(1) 条例で定めることが 法律上必要な事項 【必要的条例事項】	【論点①】 本人開示請求における手数料の設定 …… 3
(2) 条例で定めることが 法律上許容されてい る事項 【任意的条例事項】	【論点②－1】 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項 (趣旨) …… 4 【論点②－2】 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項 (定義) …… 4 【論点②－3】 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項 (実施状況の公表) …… 5 【論点③】 個人情報取扱事務届出書等の規定 …… 5 【論点④】 本人開示請求等の手続きに関する規定 (開示決定等の期限) …… 6 【論点⑤】 本人開示請求等の手続きに関する規定 (訂正決定等の期限) …… 8 【論点⑥】 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基 づく意見を聴くことが特に必要があると認める時の審議会 等への諮問 …… 9 【論点⑦】 本人開示等請求における不開示情報の範囲 …… 10 【論点⑧】 条例要配慮個人情報の内容 …… 11
(3) その他	【論点⑨】 目的外利用・外部提供 …… 11 【論点⑩】 附則 …… 12

(1) 条例で定めることが法律上必要な事項【必要的条例事項】

【論点①】本人開示等請求に係る手数料の設定

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報保護法施行条例（案）骨子

(費用負担)

第3条 手数料は無料

実費相当分は有料（細則で規定）

<「開示請求に係る手数料」について>

現行	改正内容（案）
(条例) ・手数料は無料 (規則) ・写しの交付に要する費用（実費）として徴収 ・用紙1面(A3まで)につき 白黒10円 カラー20円	(条例) ・手数料は無料 (細則) ・写しの交付に要する費用（実費）として徴収 ・用紙1面(A3まで)につき 白黒10円 カラー20円 ・CD-R 1枚 50円 ・DVD-R 1枚 150円 ・郵送その他写しの送付に要する費用 ※現行の規則では本人情報の開示請求について、郵送による対応は行っていないが、改正後は国の運用に従い、郵送による開示請求及び写し交付の対応をすることから、郵送に係る規定を設けることとする。 また、電磁的記録での交付にかかるCD-R及びDVD-Rの費用を規定することとする。

<規定理由>

- ・法改正を契機として新たに手数料を徴収する特段の事情もないことから、今後も引き続き、手数料は無料とすることが適当と考える。
- ・手数料を無料にする場合、開示の実施に必要な実費までもすべて無料にすると、開示の実施に要する費用までもすべて市税で賄うこととなり、開示請求を行わない者との間で不公平を生じる。但し、開示請求制度の利用を委縮させないような適切な金額での費用負担は開示請求者に求める必要があると考えられるため、写しの作成の費用及び写しの送付に要する費用については、これまでと同様に相応額を負担させる旨の規定を市条例に規定する。

(2) 条例で定めることが法律上許容されている事項

【任意的条例事項】

【論点②-1】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な

事項（趣旨）

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報保護法施行条例（案） 骨子

（趣旨）

第1条 個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定める。

<規定理由>

- ・法施行条例を制定するにあたって、本条例の趣旨を明確にするため、個人情報保護法の施行に関して必要な事項を定める旨を規定する。

【論点②-2】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な

事項（定義）

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報保護法施行条例（案） 骨子

（定義）

第2条

- ・「市の機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- ・「市の機関」以外の用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による。

<規定理由>

- ・「個人情報保護法施行条例」において、『市の機関』の用語を用いており、これは現行の「個人情報保護条例」の『実施機関』を引き継ぐことになるため、『市の機関』の範囲を明確にする必要があることから、定義を規定する。
- また、その他、法施行条例で使用する用語についても明確にするため定義を規定する。

【論点②-3】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な

事項（実施状況の公表）

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報保護法施行条例（案） 骨子

（実施状況の公表）

第6条 毎年1回、開示等の実施状況を公表する。

<規定理由>

- ・現行では情報公開条例と個人情報保護条例の両制度に基づき、年1回実施状況の公表を行っており、法施行後も同様の公表を継続することから、公表について規定する。
- ・本市独自の取り組みとして、引き続き、個人情報保護制度の運用状況を市民に公表することは、個人情報の保護のより一層の推進を図る上で、今後も意義があるものと考えられる。

【論点③】個人情報取扱事務届出書等の規定

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報保護法施行条例（案） 骨子

（個人情報取扱事務届出書等）

第4条 個人情報を取扱う事務を新たに開始しようとするときは個人情報取扱事務届出書を市長へ届出する。
個人情報取扱事務届出書を一般の閲覧に供する。

<規定理由>

- ・実施機関の収集目的等を明確にすることにより、個人情報の適正な取扱いを職員が改めて認識し、安全性の確保ができる。
- ・「個人情報ファイル簿」は、主として今般の法改正の目的であるデータ流通に資するものであり、一方、「個人情報取扱事務届出書」は、主として個人情報保護に資するものであると考えられる。
- ・上記の導入効果が期待できることから、法定の「個人情報ファイル簿」に加えて、市独自の取組として、現行の、「個人情報取扱事務届出書」を継続して導入する必要性はあると考える。

【論点④】 本人開示請求等の手続きに関する規定

(開示決定等の期限)

■市条例対応の方向性①

久喜市個人情報保護法施行条例(案) 骨子

(開示決定等の期限)

- 第5条 ①開示請求受付から14日以内(※国は30日以内)
②延長30日以内(事務処理上困難な場合)
③開示請求受付から44日以内(保有個人情報が大量の場合)

<規定理由>

①開示決定期限について

- ・ 決定期間を改正法どおりの30日以内とした場合、個人情報保護条例の決定期間が2倍に伸びることになる。可能な限り短期間での開示を希望する市民が多い中で、現行の期間を大幅に伸ばすことは、開示請求者に不利益な変更となってしまう。
また、近年の実績でも、現行の期間内で決定処理ができなかった事例はほとんどないため、期間を延ばす合理性もない。したがって、法施行条例(案)においても、現行の個人情報保護条例と同期間を維持すべきと考える。
- ・ 改正法では、開示等の手続きに関する事項については、同法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を妨げるものではないとされており(改正法第108条)、延長期間を改正法より長い期間とすることは許容されないが、短い期間とすることは許容されている。
- ・ 期間計算については、初日算入ではなく初日不算入方式を取らなければならないため、現行の個人情報保護条例と同期間を規定するためには、法施行条例(案)に「14日以内」と規定することとなる。
- ・ 期間末日については、法施行条例(案)に特に明文の規定をせずとも、一般原則どおり、民法第142条の規定により計算することとする。

②③開示決定等の延長及び特例について

- ・ 現行条例では具体的な延長期間は明示されていないため、具体的な延長期間を規定することは、開示請求者には有益となると考えられることから、法施行条例(案)においても、原則期間の14日に、30日以内の期間を延長できると規定する必要があると考える。
- ・ 期間延長の実績は少ないが、仮に延長した場合であっても、適正な決定のためには原則期間及び延長期間の合計で44日は必要となると考える。

<期間計算方法例>

例) 令和4年7月4日(月)に開示請求書が市に到達した場合

	現行個人情報保護条例	法施行条例(案)
到達日	令和4年7月4日(月)	令和4年7月4日(月)
起算時点	令和4年7月4日(月)	令和4年7月5日(火)
期末末日	令和4年7月18日(祝・月) ※運用上は7月15日(金)を決定期限としている。	令和4年7月19日(火) ※令和4年7月18日(祝・月)が期間末日となるが、同日が祝日で閉庁日のため、決定期限は18日(祝・月)の翌開庁日19日(火)とする。

■市条例対応の方向性②

久喜市情報公開条例の一部改正

「開示決定等」の期限について、久喜市個人情報保護法施行条例との整合性を図るため、久喜市情報公開条例を一部改正する。

<改正する理由>

- ・情報公開条例において、個人情報保護条例と同様、「請求が到達した日から起算して15日以内」に公開決定等をしななければならないと規定している。個人情報保護制度と情報公開制度は同じく情報を求める制度であり、いわば「車の両輪」とも位置付けられる制度である。制度間の混乱を防止するため、情報公開条例における規定も個人情報保護法施行条例(案)の規定に合わせるよう改正し、期間末日の計算方法も現在の運用を改める必要があると考えられる。

<久喜市情報公開条例(参考)>

(公開決定の期限)

- 第12条 ①開示請求受付から14日以内
②延長30日以内(事務処理上困難な場合)
③開示請求受付から44日以内(保有個人情報大量の場合)

【論点⑤】 本人開示請求等の手続きに関する規定

(訂正決定等及び利用停止決定等の期限)

■市条例対応の方向性

「訂正決定等」と「利用停止決定等」の期限については、条例に規定しない。

<規定しない理由>

①期限を規定しない理由

- ・改正法と現行の個人情報保護条例との相違点としては、「訂正決定等」と「利用停止決定等」の期限の期間計算の方法（初日算入又は不算入）に差異があり、期間に1日の差が生じている。
- ・全国的な共通ルールを法律で規定し、法律の範囲内で、必要最小限の市独自の保護措置を規定することしか認められていない。
- ・訂正等の期限については、これまでの実績を鑑みると（実績なし）、改正法に基づいた規律による運用で特に支障はないものとする。
- ・決定期限を改正法どおり30日（初日不算入）以内とした場合でも、現行の期間と1日の差であることから、訂正請求者及び利用停止請求者に大幅な不利益とはならないと考える。
- ・このようなことから、「訂正決定等」及び「利用停止決定等」の期限については、条例に規定しないものとする。
また、延長及び特例の規定についても、現行条例にないことから、改正法どおりとする。

②訂正請求及び利用停止請求者の範囲を規定しない理由

- ・開示請求前置主義について現行の個人情報保護条例では、訂正請求及び利用停止請求の対象を開示決定により開示された保有個人情報の範囲に限定（開示請求前置主義）していない。これに対して、改正法では開示請求前置主義を採用している。この点、「利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて」開示請求前置主義を採用しないことも妨げられないとの見解が個人情報保護委員会から示されている（個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）5-8-2）。
- ・しかしながら、
 - ①円滑かつ安定的な制度運営の観点から請求対象を明確にして手続き上の一貫性を確保しようとすることが法の趣旨であること、
 - ②開示請求をして不開示決定となる情報の訂正請求及び利用停止請求を認めることによって、結果として間接的に当該情報が開示されることとなることから、改正法同様、開示請求前置主義を採用することが妥当と考える。

【論点⑥】個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく

意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報保護法施行条例（案） 骨子

（運営審議会への諮問）

第7条 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。

（1）この条例の規定を改正・廃止する場合

（2）法第66条第1項（安全管理措置）に基づき講ずる措置の基準を定める場合

（3）個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

<規定理由>

①久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の存続について

- ・目的外利用・提供を行う場合や、要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等をする場合など、審議会への諮問を要件とするような条例を定めることはできない。
- ・改正後は、法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する「個人情報保護委員会」に助言を求めることも可能となる。このことから、個別の事案について本市の運営審議会の意見を聴く事案は大きく減少すると考えられる。
- ・しかし、本市では「情報公開条例」において、制度改善に関する重要事項は「運営審議会」に諮問することが義務付けられていることや、法施行条例（案）においても、個人情報保護法の運用ルール（内規等）の検討について、運営審議会の意見を聴く旨の規定が必要であると考え。改正法施行後においても、適正な個人情報保護の取扱いを行うため、専門的知見を有する者により構成される運営審議会の意見を聴く必要がある。したがって、個人情報保護を図るため、審議会を設置し、引き続き個人情報保護について関与していく必要があると考える。

②久喜市情報公開・個人情報保護審査会の存続について

- ・改正法では、地方公共団体の機関は、開示決定等に係る審査請求について、一定の場合を除き、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関に対して諮問する旨を規定している（改正法第105条）。また、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定めると規定している（改正法第105条第4項）。
- ・法施行後の開示決定等に係る審査請求の諮問機関として「審査会」を存続することとする。

【論点⑦】 本人開示等請求における不開示情報の範囲

■市条例対応の方向性

- ・ 不開示情報の範囲を条例に規定しない。

<規定しない理由>

- ・ 改正法では、現行の「情報公開条例」の非公開情報と「改正個人情報保護法」の不開示情報との整合性を確保するために必要がある場合は、新たに市で制定する「個人情報保護法施行条例（案）」で不開示情報を規定することを認めている。
- ・ しかし、本市の「情報公開条例」と「改正個人情報保護法」との整合性を図る必要があると思われる「情報公開条例」第7条第1号「法令秘情報」については、改正法第78条第1項各号の判断を通じて該当するか実質的に判断可能であることから、別途規定を設ける必要はないと考える。
- ・ また、「情報公開条例」第7条第6号「国等協力関係」についても、行政機関情報公開法にも規定がなく、また個人情報保護委員会にも確認したところ、条例に規定しなくても「改正個人情報保護法」の第78条第6号「審議、検討等情報」及び第7号「事務又は事業に関する情報」の非公開情報の内容で対応することが可能ではないかとの見解であったため、整合性を図る必要はないと判断し、条例に規定する必要はないと考える。

情報公開条例	改正個人情報保護法
<p>■第7条第1項第6号</p> <p>・ 市及び国等の間における<u>協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報</u>であって公にすることにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの。</p>	<p>■第78条第1項第6号</p> <p>・ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における<u>審議、検討又は協議に関する情報</u>であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>■同上同項第7号</p> <p>・ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う<u>事務又は事業に関する情報</u>であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ～ト 略</p>

【論点⑧】 条例要配慮個人情報の内容

■市条例対応の方向性

- ・ 条例要配慮個人情報の定義を条例に規定しない

<規定しない理由>

- ・ 改正法では、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができるとされているが、現時点では、改正法に規定する要配慮個人情報とは別に地域の特性等を踏まえ、条例に規定する必要性は低いと考える。
- ・ 改正法では、「条例要配慮個人情報」については取得についての規定はなく、その他の保有個人情報と同様の規律が適用されることから、「条例要配慮個人情報」を条例に規定する必要性は低いものと考えられるが、今後も国や他の自治体の動向を注視するとともに、市が進める施策等との関係性や社会状況の変化にも留意しながら、個人情報保護委員会ガイドライン等に従い、引き続き慎重かつ適切に対応し、継続して条例規定の必要性の検討を行うことが想定される。
- ・ 現時点では、改正法に規定する要配慮個人情報とは別に、地域の特性を踏まえて、市独自で条例に規定する必要性は低いと考えるため規定しない。

【論点⑨】 目的外利用・外部提供

■市条例対応の方向性

- ・ 目的外利用・外部提供の規定は、法律上条例に規定できない。

<規定できない理由>

- ・ 審議会が意見聴取することを目的外利用・外部提供の条件とする場合のように、改正法の規律以上の条件をもって目的外利用・外部提供を認める旨の規定は、同法以上の制限となると解される。また、目的外利用・外部提供の実施について、審議会による個別承認を条件とすることや類型的な承認基準をあらかじめ設定しておくことも、改正法の趣旨から許容されないと解される。したがって、法施行条例(案)に当該規定を設けることは許容されないと考えるため条例には規定できない。

【論点⑩】 附則

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報保護法施行条例（案） 骨子

（施行期日）

第1条 整備法の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

第2条 現行の久喜市個人情報保護条例は廃止する。

<解説>

第1条関係 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行日である令和5年4月1日から施行することを定めてものである。

第2条関係 久喜市法施行条例の施行をもって廃止することを規定している。

■市条例対応の方向性

久喜市個人情報保護法施行条例（案） 骨子

（経過措置）

第3条

○廃止前の条例の規定により、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、また不当な目的に利用してはならない義務については、新条例の施行後も従前の例による。

○新条例の施行日前に開示等の請求がされた場合は従前の例による。

○罰則規定等

<解説>

経過措置規定は、個人情報保護条例の運用から新法の運用への移行方法を明確にするために規定している。

法施行条例案では以下の内容について経過措置を設けている。

【法施行条例案 附則第3条】

- ・第1項：従事者の義務に関する経過措置
 - ・職員・職員であった者及び委託先の取扱いに関する義務は、従前の例による。
- ・第2項：保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する経過措置
 - ・旧条例で行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求は、従前の例による。
- ・第3項：個人の秘密に属する個人情報ファイルの提供（漏えい）に関する罰則
 - ・職員・職員であった者及び委託先による施行前に保有していた個人の秘密に属する個人情報ファイルの提供（漏えい）の罰則を規定
- ・第4項：保有個人情報の提供（漏えい）・盗用に関する罰則
 - ・施行前に保有していた保有個人情報の提供（漏えい）・盗用の罰則を規定
- ・第5項：改正法第10条第2項に基づく罰則に関する経過措置
 - ・旧条例の廃止前に行われた違反行為の罰則については、従前の例による